

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20220411製局第2号
令和4年4月20日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和4年4月7日付け警察庁丙組組企発第217号、警察庁丙備企発第199号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和4年4月7日付け外務省告示第154号及び令和4年4月7日付け国家公安委員会告示第22号により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機 密 性 1

警察庁丙組組企発第 217 号
警察庁丙備企発第 199 号
令和 4 年 4 月 7 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警 察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 160）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 4 年 4 月 7 日付け外務省告示第 154 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和 4 年 4 月 7 日付け国家公安委員会告示第 22 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

象と件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対

○外務省告示第百五十四号

二平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和四年外務省告示第百六十
七号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百五十三号
に基づき設立された各理事会委員会が令和四年四月一日に行つた決定等
に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8
（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千九百
八十九号1（a）、第千二百五十三号2（a）及び第千二百五十五号
1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のよう
に改正する。

令和四年四月七日

外務大臣臨時代理

國務大臣 松野博一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
に改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
に改める。

改 正 後

(別表)

1. ～775. [略]

776. イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISIL-K) (別称 : (a) ISIL
ホラサン (b) イスラム国のホラサン州 (c) ISIS ホラサン州 (d) ISIL の
南アジア支部 (e) ISIL に属する南アジア支部 (f) イラクとアッシ
ヤームのイスラム国ホラサン州 (g) イラクとシリアのイスラム国ホラ
サン (h) ホラサン州のイラクとレバント地方のイスラム国 (i) イスラ
ム国フラスーン (j) ISIS-K (k) ISISK (l) IS ホラサン)

ISLAMIC STATE IN IRAQ AND THE LEVANT - KHORASAN (ISIL- K)
(a. k. a. : (a) ISIL KHORASAN (b) ISLAMIC STATE' S KHORASAN
PROVINCE (c) ISIS WILAYAT KHORASAN (d) ISIL' S SOUTH ASIA
BRANCH (e) SOUTH ASIAN CHAPTER OF ISIL (f) The Islamic State of
Iraq and ash-Sham - Khorasan Province (g) The Islamic State of
Iraq and Syria - Khorasan (h) Islamic State of Iraq and Levant
in Khorasan Province (i) Islamic State Khurasan (j) ISIS-K
(k) ISISK (l) IS-Khorasan)

所在地 : 不明

国連制裁委員会による指定日 : 2019年5月14日 (2022年4
月1日に改訂)

その他の情報 : イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISIL-K)
は、2015年1月10日にパキスタン・タリバーン運動 (591.
に指定した団体) のかつての司令官により組織され、イラクのアル・
カーイダ (453. に指定した団体) としてリストに掲載されているイ
ラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL) に忠誠を誓ったかつてのタリ
バーン派司令官らにより設立された。ISIL-K は、アフガニスタン及び
パキスタンでの複数の攻撃に関する犯行声明を出した。同団体に対す
るインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手
配書のウェブ・リンク :

改 正 前

(別表)

1. ～775. [同左]

776. イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISIL-K) (別称 : (a) ISIL
ホラサン (b) イスラム国のホラサン州 (c) ISIS ホラサン州 (d) ISIL の
南アジア支部 (e) ISIL に属する南アジア支部)

ISLAMIC STATE IN IRAQ AND THE LEVANT - KHORASAN (ISIL- K)
(a. k. a. : (a) ISIL KHORASAN (b) ISLAMIC STATE' S KHORASAN
PROVINCE (c) ISIS WILAYAT KHORASAN (d) ISIL' S SOUTH ASIA
BRANCH (e) SOUTH ASIAN CHAPTER OF ISIL

所在地 : 不明

国連制裁委員会による指定日 : 2019年5月14日

その他の情報 : イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISIL-K)
は、2015年1月10日にパキスタン・タリバーン運動 (591.
に指定した団体) のかつての司令官により組織され、イラクのアル・
カーイダ (453. に指定した団体) としてリストに掲載されているイ
ラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL) に忠誠を誓ったかつてのタリ
バーン派司令官らにより設立された。ISIL-K は、アフガニスタン及び
パキスタンでの複数の攻撃に関する犯行声明を出した。同団体に対す
るインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手
配書のウェブ・リンク :

<https://www.interpol.int/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

777. ~788. [略]

789. エムラーン・アリ (別名 : アブ・ジハード・TNT)

EMRAAN ALI

(a. k. a. : Abu Jihad TNT)

称号 : 不明

役職 : 不明

生年月日 : 1967年7月4日

出生地 : Rio Claro, Trinidad and Tobago

国籍 : (a) トリニダード・トバゴ共和国 (b) アメリカ合衆国

旅券番号 : (a) トリニダード・トバゴ共和国旅券 TB162181 (2015年1月27日発行、2020年1月26日失効) (b) アメリカ合衆国旅券 420985453 (2017年2月6日失効)

ID番号 : トリニダード・トバゴ共和国 19670704052

住所 : (a) United States of America (in detention, Federal Detention Center - Miami, Register Number: 10423-509) (b) #12 Rio Claro Mayaro Road, Rio Claro, Trinidad and Tobago (previous location 2008-March 2015) (c) #7 GUAYAGUAYARE Road, Rio Claro, Trinidad and Tobago (previous location circa 2003) (d) United States of America (previous location- January 1991-2008)

国連制裁委員会による指定日 : 2021年11月23日 (2022年4月1日に改訂)

その他の情報 : イラクのアル・カーイダ (453. に指定した団体) としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL) の幹部。ISILに登用され、テロ行為を実行するよう個人に対し指示した。身体的情報 : 身長は176cm、体重は73kg、体格は中柄、目の色は茶、髪の色は黒/薄毛、肌の色は茶。英語を話す。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理

<https://www.interpol.int/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

777. ~788. [同左]

789. エムラーン・アリ (別名 : アブ・ジハード・TNT)

EMRAAN ALI

(a. k. a. : Abu Jihad TNT)

称号 : 不明

役職 : 不明

生年月日 : 1967年7月4日

出生地 : Rio Claro, Trinidad and Tobago

国籍 : (a) トリニダード・トバゴ共和国 (b) アメリカ合衆国

旅券番号 : (a) トリニダード・トバゴ共和国旅券 TB162181 (2015年1月27日発行、2020年1月26日失効) (b) アメリカ合衆国旅券 420985453 (2017年2月6日失効)

ID番号 : トリニダード・トバゴ共和国 19670704052

住所 : (a) United States of America (in detention, Federal Detention Center - Miami, Register Number: 10423-509) (b) #12 Rio Claro Mayaro Road, Rio Claro, Trinidad and Tobago (previous location 2008-March 2015) (c) #7 GUAYAGUAYARE Road, Rio Claro, Trinidad and Tobago (previous location circa 2003) (d) United States of America (previous location- January 1991-2008)

国連制裁委員会による指定日 : 2021年11月23日

その他の情報 : イラクのアル・カーイダ (453. に指定した団体) としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL) の幹部。ISILに登用され、テロ行為を実行するようオンラインビデオを通じて個人に対し指示した。身体的情報 : 身長は176cm、体重は73kg、体格は中柄、目の色は茶、髪の色は黒/薄毛、肌の色は茶。英語を話す。同人に対するインターポール (国際刑事警

事会特別手配書のウェブ・リンク：

<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

790. ～793. [略]

察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：

<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

790. ～793. [同左]

備考 表中の「 」の記載及び全体に付した傍線は注記である。

○ 国家公安委員会告示第二十二号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年四月七日

国家公安委員会委員長 一之湯 智

1 名簿記載者公告番号QE-85（イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン（ISLAMIC STATE IN IRAQ AND THE LEVANT-KHORASAN（ISIL-K））

(1) 変更前

別名 (a) ISILホラサン（ISIL KHORASAN） (b) イスラム国のホラサン州（ISLAMIC STATE' S KHORASAN PROVINCE） (c) ISISホラサン州（ISIS WILAYAT KHORASAN） (d) ISILの南アジア支部（ISIL' S SOUTH ASIA BRANCH） (e) ISILに属する南アジア支部（SOUTH ASIAN CHAPTER OF ISIL）

名簿に記載された年月日 2019年5月14日

(2) 変更後

別名 (a) ISILホラサン（ISIL KHORASAN） (b) イスラム国のホラサン州（ISLAMIC STATE' S

KHORASAN PROVINCE) (c) ISISホラサン州 (ISIS WILAYAT KHORASAN) (d) ISILの南アジア支部 (ISIL' S SOUTH ASIA BRANCH) (e) ISILに属する南アジア支部 (SOUTH ASIAN CHAPTER OF ISIL) (f) イラクとアッシャームのイスラム国ホラサン州 (The Islamic State of Iraq and ash-Sham-Khorasan Province) (g) イラクとシリアのイスラム国ホラサン (The Islamic State of Iraq and Syria-Khorasan) (h) ホラサン州のイラクとレバント地方のイスラム国 (Islamic State of Iraq and Levant in Khorasan Province) (i) イスラム国フラサーン (Islamic State Khurasan) (j) ISIS-K (ISIS-K) (k) ISISK (ISISK) (l) ISホラサン (IS-Khorasan)

名簿に記載された年月日 2019年5月14日 (2022年4月1日に改訂)

2 名簿記載者公告番号QI-302 (エムラーン・アリ (EMRAAN ALI))

(1) 変更前

名簿に記載された年月日 2021年11月23日

その他参考となるべき事項 イラクのアル・カーイダ (QE-48) としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL) の幹部。ISILに登用され、テロ行為を実行するようオンラインビデオを通じて個人に対し指示した。身体的特徴：身長は176cm、体重は73kg、体格は中柄、目の色は茶、髪の色は黒／薄毛、肌の色は茶。英語を話す。ID番号：トリニダード・トバゴ共和国19670704052。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理

事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

(2) 変更後

名簿に記載された年月日 2021年11月23日（2022年4月1日に改訂）

その他参考となるべき事項 イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国（ISIL）の幹部。ISILに登用され、テロ行為を実行するよう個人に対し指示した。身体的情報：身長は176cm、体重は73kg、体格は中柄、目の色は茶、髪の色は黒／薄毛、肌の色は茶。英語を話す。ID番号：トリニダード・トバゴ共和国19670704052。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>